

加西市協創のまちづくり条例

逐条解説

加 西 市

目 次

前文	P 1
----	-----

第1章 総則

第1条（目的）	P 4
第2条（定義）	P 5
第3条（基本理念）	P 7
第4条（基本原則）	P 8

第2章 方針

第5条（協創の推進）	P 9
第6条（地域資源の保全と活用）	P 9
第7条（魅力の発掘と創造）	P 10
第8条（情報の発信）	P 10

第3章 役割

第9条（市の役割）	P 11
第10条（住民等の役割）	P 11
第11条（事業者の役割）	P 12
第12条（地域団体の役割）	P 13
第13条（関係市民の協力）	P 14

第4章 市の基本的施策

第14条（地域の将来ビジョン）	P 15
第15条（ひとづくり）	P 15
第16条（情報仲介と環境整備）	P 16
第17条（助成措置）	P 16

第5章 補則

第18条（見直し）	P 17
第19条（委任）	P 17

附則	P 17
----	------

全体構成

前文	前文	
総則	目的（第 1 条）	定義（第 2 条）
	基本理念（第 3 条）	基本原則（第 4 条）
方針	協創の推進（第 5 条）	地域資源の保全と活用（第 6 条）
	魅力の発掘と創造（第 7 条）	情報の発信（第 8 条）
役割	市の役割（第 9 条）	住民等の役割（第 1 0 条）
	事業者の役割（第 1 1 条）	地域団体の役割（第 1 2 条）
	関係市民の協力（第 1 3 条）	
市の基本的施策	地域の将来ビジョン（第 1 4 条）	ひとづくり（第 1 5 条）
	情報仲介と環境整備（第 1 6 条）	助成措置（第 1 7 条）
補則	見直し（第 1 8 条）	委任（第 1 9 条）

前 文

私たちは、先人が営々と築き上げてきたこの地加西に暮らしている。「播磨国風土記」にも記され、豊かな風土に恵まれながらも、数多^{あまた}のため池を擁する地勢は先人の計り知れない労苦と努力を物語っている。幾多の戦乱の歴史の中、先の大戦で鵜野飛行場から多くの若者たちが戦地に飛び立った記憶が語り継がれている。今、悠久の水辺に白鳥が^{たたず}佇み、平和な空に気球が舞う時代を迎え、安心して暮らせる地域があるのは、あなたたちのおかげである。また、自然界からもたらされる実りは、ここに暮らす人々の幸せを支えてきた。人間も動物も自然を父とし母として生まれ、その中で共生し暮らしてきた。

しかし、現代の豊かさは人間だけに向かっているのではないか。これまでの豊かさを作り出してきた仕組みは、時代の変化の前に^{まし}軋んでいる。豊かさの源泉である自然界への崇敬の念は薄れ、盤石であると信じていたものは大きく揺らいでいる。

心を研ぎ澄まし、自然の示唆に気付かねばならない。そして、深く考える。

そのことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災に遭遇した人々が助け合う姿に、明らかに見いだすことができる。それは、人が信頼し合い、慈しみ合う中にある人を思う心である。思いやりが溢れるまちづくりは、未来に誇れるまちを創り、人を育み、希望を生み出して行く。

世界に目を向けてみよう。未来への大きな目標を掲げ、国連は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指している。その実現のため、今こそ自分は何ができるのか考え、行動しなければならない。私たちは「ふるさと創造」の協働の思いを胸に、このような流れに呼応し、歓びを分かち合いつつ夢を膨らませ、一人ひとりが主役として健やかに活躍でき、誰も置き去りにしないまちづくりを展開してきた。

将来への先駆けとなるまちづくりを一層加速し、次のステージへと飛躍させよう。ふるさとへの誇りと愛着を源に、協創の自然な流れの循環を生み出すことにより、さらに共感の輪を拡げ、仲間と共に新たな挑戦をしていこう。

未来に続く幸せなまちは、一人ひとりが家庭、地域社会や自然、協創する仲間とつながり、自ら考え行動する住民が主人公になる。年齢や性別、国籍などの違いや障害を越えて、地域の中で自分らしく暮らし活動する住民が集い、ふれ合い、語り合い、互いを知りあうことで^{きずな}絆が強まり、「思いやり」はさらに深まる。

ここに、私たちは、今に暮らす全ての加西市民と後世に暮らす市民のために、豊かな歴史と美しい風土のもと幸せに暮らすまち加西市を維持し、さらなる発展を目指して、本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、この条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示しています。

【説明】

加西市は播州平野のほぼ中央に位置し、穏やかな気候と肥沃な土地に恵まれています。

また、低山に囲まれ大きな河川も無いため風水害にも強く、安全な地域であると言えます。

一方、古来、農業用水の確保には苦労し続け、市内には千近くのため池があります。現在は、梶谷ダムによる農業用水の供給が受けられることにより、農業基盤は盤石なものになっています。

人々はこれまで自然への挑戦を重ねてきましたが、自然の脅威にさらされ地震や台風、ひょう害、飢餓、疫病などの災難も経験するとともに、繰り返されてきた戦いを生き抜いてきたという歴史があります。第二次世界大戦時には、鵜野飛行場から多くの若者たちが特攻隊として出撃したという出来事がありました。

豊かな平穏な時代となり、ため池のほとりに白鳥が飛来するとともに、大空には熱気球が穏やかな風に舞っていますが、先人たちのたゆみない努力と尊い命を犠牲にされた多くの人々の礎の上に成り立っていることを忘れてはなりません。

このような素晴らしい地域をつくり出したのは、言うまでもなく過去に暮らした多くの人々です。1300年前の「播磨国風土記」にも土地の肥沃な様子が記されているほか、多くの古墳や歴史的遺産が残されています。

そのような昔から人は、自然の偉大さを知り、自然との調和を大切に暮らしてきました。全国的に見ても、文明の進歩の中、住環境の変化や生産・消費のシステム化が進み、自然と共に暮らしている意識が遠ざかりつつあります。しかも、資源の開発利用は、人類にのみ恩恵をもたらすように利用されています。科学技術の進歩は、人間の暮らしを豊かにしましたが、プラス面だけでは無かったことは、歴史が証明しています。公害や自然環境破壊・汚染、温暖化など、解決が困難な問題をたくさん作り出しています。福島第一原発事故は我々に、何を語っているのでしょうか。

近時の二度の大震災は、私たちに豊かさの陰に隠れつつあった「絆」を思い出させました。顔も名前も知らなかった人達が、被災者の辛さを自分のことと同様に捉え、「思いやり」でつながった時、人間本来が「復活する」すばらしい力を生み出しました。この思いがあるかぎり、未来はきっと明るいものになるでしょう。

地域においても高度情報化社会及び国際化の進展、少子高齢社会の進行等により、社会情勢の変化は早まっています。問題が明らかになり、多くの地域で影響が出てから制度を作っているのは、事態の深刻化を招くことになります。また、地域においても住民ニーズの多様化が進み、地域の持つ条件や置かれた状況により、問題の重要度や解決の優先度は変わってきます。

したがって、最善の効果をを得るためには、地域毎に取組み方を工夫することが望ましいと考えます。その取組み方を地域住民のできるだけ多くの意見を反映して決めていくことで、住民が望む地域づくりが実現されることでしょう。

国連では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を目標とする17の国際目標（SDGs：持続可能な開発目標）を、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択したうえ、各国が取組を進めています。

加西市では、ふるさと創造条例制定後のこのような動きも視野に入れながら、ふるさと創造会議の設立を推進するとともに、持続可能で特色あるまちづくりのための「加西の酒で乾杯を推進する条例」、「加西市歩くまちづくり条例」、「気球の飛ぶまち加西条例」、「加西市手話言語条例」及び「加西市環境基本条例」等に基づき、地域での具体的な取組を展開してきました。

これからは未来への新たなステージを切り拓いていくため、ふるさとへの愛着・誇りを基本にみんながわくわくする楽しいまちづくりを目指し、さらに挑戦を繰り返して達成の喜びを味わい、感動を共にする、「協働から協創への発展」の循環を生み出し、歩みを進めていくことが大切です。

成熟社会に到達した日本が、かつての高度経済成長期のような状況に戻ることはないでしょう。しかし、その時以上に幸福感に満ちた社会を創ることは可能です。自然との共生、人と人が「思いやり」でつながり、年齢・性別・出身国や障害の有無に関わらず、我々自身が「一人一人が幸せになる社会」になることを強く願い、その目的に向かって自ら何かをはじめるときがスタートです。

行政と住民が協働し、市外の関わりのある人も含め協創する仲間が一体となり、基本的な理念のもとに市民が主体となった自治を推進するために、この条例を制定するものです。

〈参考〉

○播磨国風土記：和銅六年、西暦713年5月に奈良平城京で全国60余国に撰上の命令が出された。

第1章 総則

(目的)

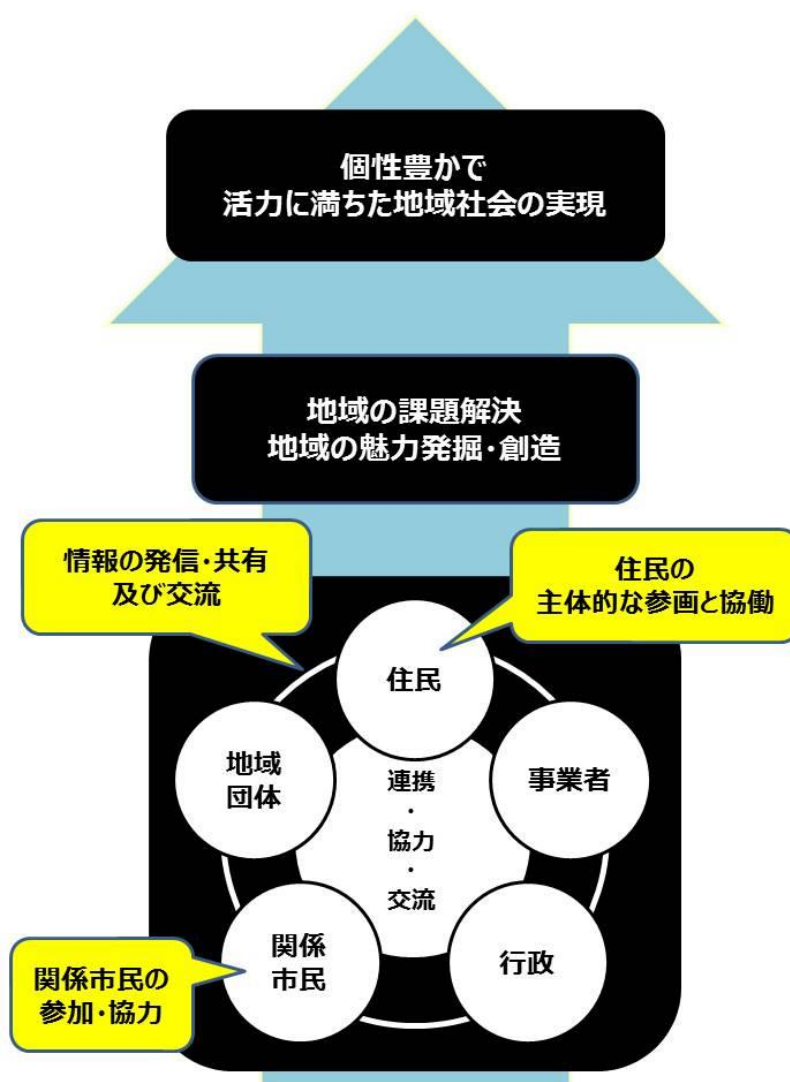
第1条 この条例は、持続可能なまちづくりを推進するための基本理念と方針を定め、本市に関わる多くの人と共に、住民の主体的な参画と協働、魅力の発掘と創造及び情報発信と交流の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

【趣旨】

条例の目的とは、この条例が取り扱う範囲を定めるとともに、この条例の解釈や運用の指針となるものです。

【説明】

本条では、持続可能なまちづくりを推進するための基本理念と方針を定め、住民はもとより、事業者、地域団体、加西市に想いを寄せる市外居住者及び市が連携・協力しながら、それぞれ「まちづくりの担い手」としてつながり、主体的かつ重層的に関わるとともに、魅力の発掘と創造、情報発信と交流をすることにより、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと」を本条例の目的として規定しています。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 住民等 市内に住所を有する者又は拠点を有する団体、市内に通勤又は通学する者及び市内で事業活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 関係市民 市外に住所又は拠点を有し、加西市や住民等と何らかの関わりを持ち、加西市に想いを寄せる者又は団体をいう。
- (3) 地域団体 市内において、住民等が組織する団体のうち、自治会、ふるさと創造会議、特定非営利活動法人その他の営利を目的とせず、まちづくりに関わる活動を行う団体であつて、政治活動又は宗教活動を目的としないものをいう。
- (4) 住民参加 市の意思形成の段階から住民等の意思が反映されること又は市が事業を実施する段階で住民等が主体的に関わることをいう。
- (5) 協創 まちづくりにおいて、住民等と多様な価値観を有する関係市民の協力及び連携のもとに、各自が有する知恵、経験、資源等を結集して主体的に地域課題の解決を図るとともに、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創りあげていくことをいう。

【趣旨】

本条では、この条例の中で同様の解釈となるよう、この条例で使用されている用語の意義を定めています。なお、この用語の意義は、この条例の中でのみの定義です。

【説明】

＜第1号 住民等＞

「住民等」とは、市内に住んでいる人（住民票の有無を問わず）をはじめ、市内で働く人や学ぶ人、市内に拠点や事務所を有する団体及び事業活動を行っている人や法人その他の団体をいいます。

＜第2号 関係市民＞

まちの魅力の創出や更なる持続可能なまちづくりを進めていくためには、住民等だけではなく、加西市や住民等と何らかの関わりを持ち、加西市に想いを寄せる市外の人々との協力や連携が必要不可欠です。

したがって、関係市民については、協創のまちづくりにおいて、多様な価値を有する市外の人々の意見や新しい視点、知恵や経験、資源等を活かしながら進めていこうとするものであるため、市外の人々を広く指すものではなく、本市に何らかの関わりや想いを寄せる人や法人その他の団体をいいます。

＜第3号 地域団体＞

「地域団体」とは、自治会などの地縁による団体や特定非営利活動法人、任意団体、ボランティア団体、小学校区を単位とした地域運営組織であるふるさと創造会議（まちづくり協議会）など、市内に主たる事務所がありまちづくり活動を行う法人その他の団体をいいます。

<第4号 住民参加>

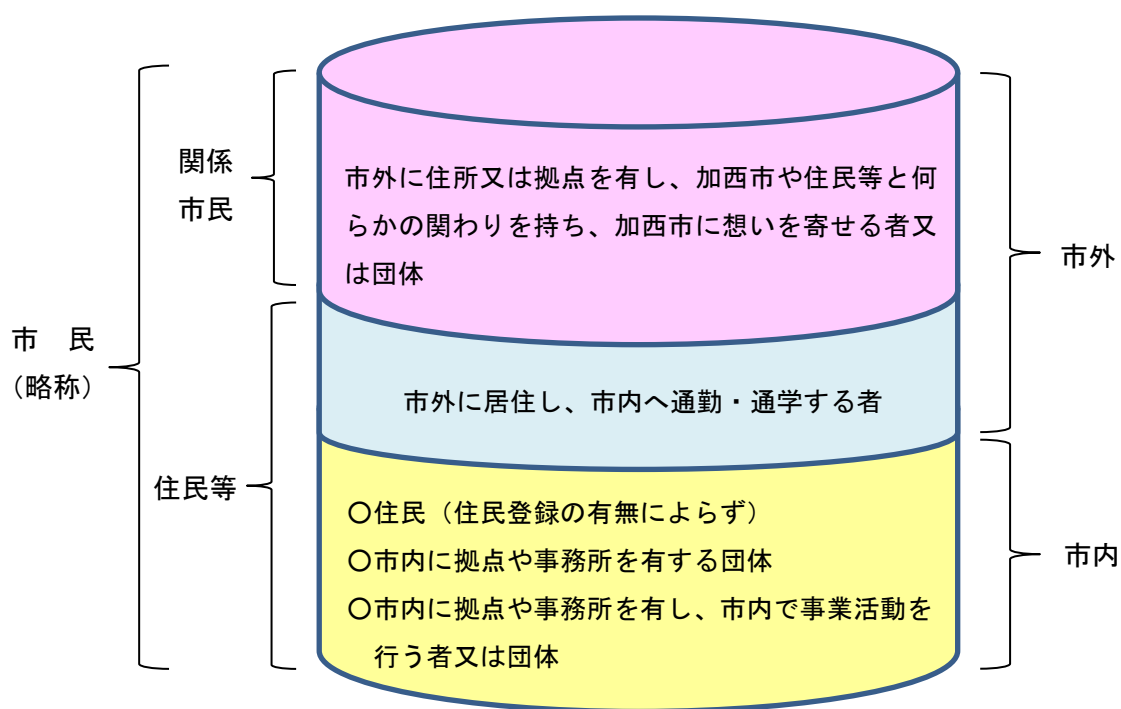
住民の意思に基づいたまちづくりを進めるため、行政が施策実施の根拠となる重要な諸計画の策定過程等（パブリックコメント手続、意見交換会、審議にかかる委員会等）において、住民が意見を述べ、主体的に市政に関与することをいいます。

<第5号 協創>

少子高齢化をはじめ、地域ニーズや価値観の多様化、地域内での担い手の減少など、社会構造の変化により、これまでの住民や事業者、市が主体となった協働によるまちづくりだけでは、持続可能なまちづくりの推進が難しい状況にきています。

そこで、本条例では、これまでの参画と協働の理念を踏襲しつつ、住民や事業者に加え、加西市に関わりを持ち、加西市に想いを寄せる市外在住者も含めた多様な主体が有する新たな視点や知恵、経験、資源も結集し、連携・協力することで、社会変化に伴う様々な地域課題の解決をはじめ、自らのやりがいや楽しさを感じながら、新たなまちの魅力や地域価値の創出を図ることをいいます。

■まちづくりに関わる者の定義



(基本理念)

第3条 将来にわたり地域が活力と希望にあふれ、住民等及び関係市民（以下「市民」という。）が幸せを実感できるまちづくりを推進するため、次に掲げる基本理念に基づき、市は、関係市民の参加を促し、市民同士、市民と市の連携のもと、協創によるまちづくりに取り組むものとする。

(1) 市民及び市は、地域の個性と自主性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(2) 住民参加は、年齢及び性別を問わず人権が尊重されなければならない。

(3) 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりに取り組むものとする。

【趣旨】

本条では、持続可能なまちづくりを推進するうえでの理念として、基本的な考え方を定めています。

【説明】

「地域が活力と希望にあふれる」とは、地域住民が生きがいや希望にあふれた暮らしを営むことであり、一人ひとりが自分の幸せを感じられるまちづくりを目指します。

また、地域住民をはじめ、本市に少しでも関わりや想いを寄せる市外の人々との協力や連携をしていくことが今後の持続可能なまちづくりには必要不可欠です。

＜第1号＞

地域は、様々な特色や条件を備えています。また、伝統文化や地場産業等においては、技術や人材も多様です。それらを活かした、市民の想いが大切にされ、反映されるまちづくりが重要です。

＜第2号＞

住民がまちづくり活動に参加しようとするとき、その機会が等しく与えられていなければなりません。地域の力は、あらゆる人たちが参加し、互いの違いを認め合いながら暮らしやすいまちづくりに、その力を結集することが重要です。女性や若者、子どもの参加も将来にわたり欠かすことができません。

＜第3号＞

市民一人ひとりが、地域に関心を持ち、どのようにすれば住みやすくかつ魅力あるまちになるかを考え、積極的にまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを進めるものとする。

- (1) まちづくりの当事者として互いに尊重し、協力すること。
- (2) 協創によって達成しようとする目的を共有すること。
- (3) 互いの情報を共有し合い、対話を通じて相互に理解を深めること。
- (4) 互いの長所を活かし、不足する部分を補完すること。

【趣旨】

本条では、協創によるまちづくりを進めていくうえで、市民と市が守るべき原則（ルール）を定めています。

【説明】

＜第1号＞

まちづくりの当事者としてお互いに尊重し、協力してまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

＜第2号＞

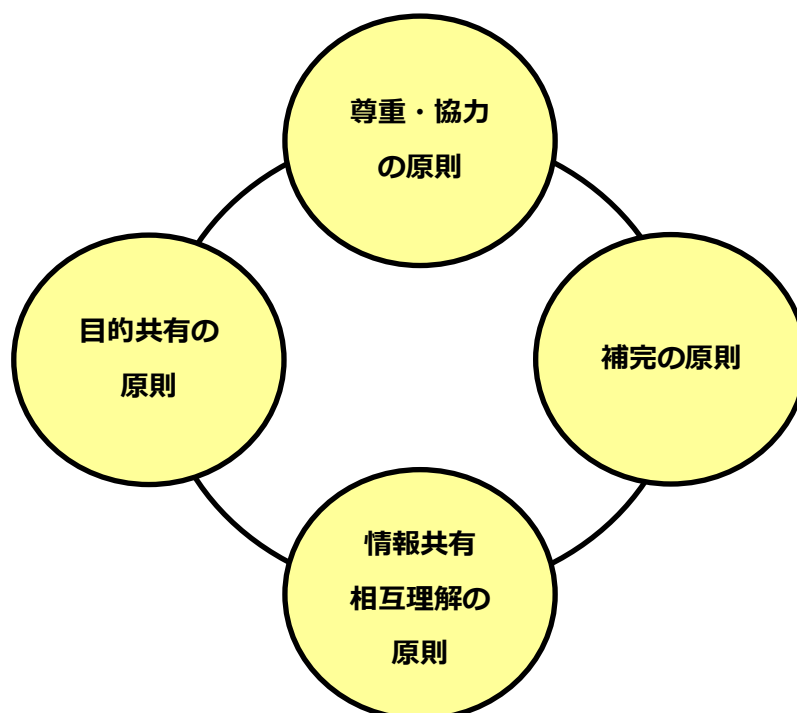
何のために協創するのか、事業の目指すべきところはどこなのかを事前に確認し、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。

＜第3号＞

お互いの立場や特性を十分に理解したうえで、それぞれの果たすべき役割、責任分担を明確にし、情報の共有、交換、対話を通じて理解を深めながら、信頼関係を築いていくことが必要です。

＜第4号＞

互いの長所や資源、専門性を活かし、互いの不足する部分や活動を補い合う関係を築くことが必要です。



第2章 方針

（協創の推進）

第5条 市民及び市は、協創によるまちづくりの推進のため、様々な活動の過程を楽しみつつ、市内の人々と広く交流することを喜びとし、連携のもとにまちづくりを行うものとする。

2 市民及び市は、市民の意見及び提案、経験及び技術、知恵及び工夫等を活用し、互いに協力のうえまちづくりの推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、協創によるまちづくりを推進するための指針となる考えを定めています。

【説明】

＜第1項＞

持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域住民や事業者、地域団体だけではなく、多様な価値観を有し、加西市に想いを有する市外在住者（関係市民）も含め、様々な団体や個人が、それぞれの特性を生かしながら、役割分担し、連携・協力していくことが重要です。

まちづくりの推進のためには、様々な地域課題を共有するだけではなく、関係市民を含め活動していくなかで生じる過程や交流を楽しみながら、地域の新たな魅力を創出していくことを定めています。

＜第2項＞

協創の推進には、住民や事業者のほかに、加西市に関わりがあり想いを寄せる関係市民を含めた多様な主体の意見・提案、経験・技術等を活用し、お互いに連携・協力しながらまちづくりをしていくことを定めています。

（地域資源の保全と活用）

第6条 市民及び市は、持続可能なまちづくりを実現するために、良好な自然環境、景観及び歴史的又は文化的資産の将来にわたる保全、再生及び活用を図ることが重要であるという認識のもとにまちづくりを行うものとする。

【趣旨】

本条では、本市の地域資源である自然環境や歴史的文化資産を保全・活用し、協創によるまちづくりの推進を図ることを定めています。

【説明】

持続可能なまちづくりを実現するためには、文化財などの歴史的な資源や農業、ため池をはじめとする地域産業の特性など、当市に根づく様々な資源を将来にわたって保全することが重要であり、保全と合わせてこれらの様々な資源を最大限に有効活用していくことを定めています。

(魅力の発掘と創造)

第7条 市民及び市は、まちづくりに活かすことのできる地域の自然、風土、伝統、歴史文化、産業、地場産品、人材その他の資源を発掘及び有効活用して地域の魅力の創造に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、本市の様々な地域資源を活用して新たな地域の魅力の発掘や創出し、協創によるまちづくりの推進を図ることを定めています。

【説明】

持続可能なまちづくりを推進していくためには、多様な主体（関係市民含む）による新たな視点での地域資源の発掘や活用が重要です。普段の生活をするなかで、地域の自然や風土、伝統、文化等は当たり前にある存在として、意外と地域資源の素晴らしさや価値に気づかないものです。しかしながら、地域住民ではない市外在住者である関係市民にとってはまた違った視点から魅力に見える場合もあり、新たな地域資源の発掘につながると考えています。

また、これらの地域資源を有効活用することで、新たな地域の魅力の向上や創出につなげていくことに努めるよう定めています。

(情報の発信)

第8条 市民及び市は、地域の魅力向上のため、多様な手段を効果的に活用し、市内外に向け、地域の魅力に関する情報の積極的な発信に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに取り組む人を増やすにはまず、市外在住者を含めた市民全体のまちづくりに関する関心を高めていく必要があります。本条では、様々な情報発信が、まちづくり活動への理解促進や地域再発見等の拡大に必要であることを定めています。

【解説】

市民及び市は、当市がどのようなまちで、まちにはどのような魅力があるのかなど、まちに関する情報を広報誌やインターネットなどの様々な広報媒体を活用して、市内外に向けて積極的にわかりやすく発信していくことについて定めています。

このように、市民及び市が、情報の発信及び共有に努めることにより、地域への関心が高まるとともに、市民活動への理解促進や市民参加、協創の機会の拡大など、持続可能なまちづくりの推進につながります。

第3章 役割

（市の役割）

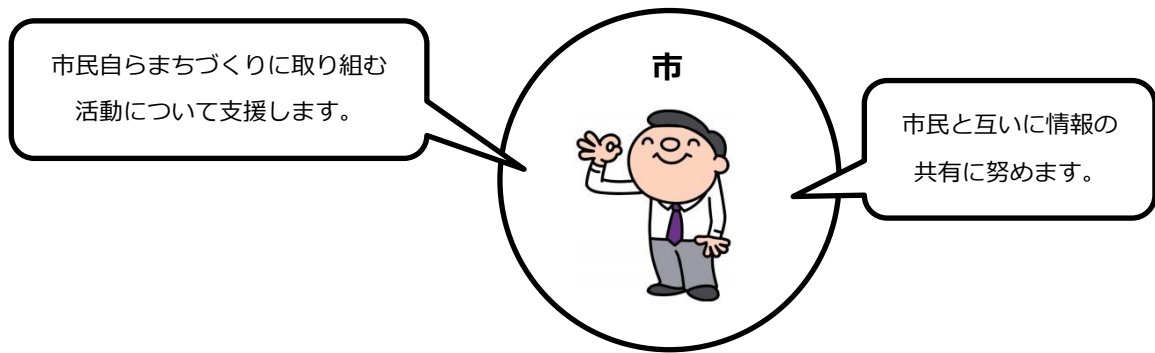
第9条 市は、基本理念に基づき、市民自らがまちづくりについて考え、行動する活動を円滑に推進するための支援、情報の共有に努めなければならない。

【趣旨】

本条では、協創のまちづくりに必要な市の役割について定めています。

【説明】

市は、協創のまちづくりを推進するうえで、市民が自らまちづくりに取り組む活動について支援し、市民によるまちづくりの充実を図るとともに、互いに情報を共有することについて定めています。



（住民等の役割）

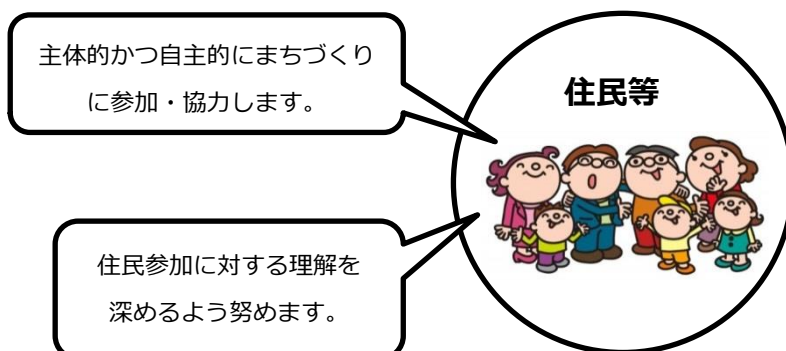
第10条 住民等は、基本理念に基づき、住民参加に対する理解を深め、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域の一員として地域社会に関心を持ち、自らの責任と役割を自覚しまちづくりに参加又は協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、協創のまちづくりに必要な住民等の役割について定めています。

【説明】

住民等がまちづくりの主役であり、住民自らが地域社会の一員として地域社会に関心をもって、自主的かつ主体的にまちづくりに参加・協力することに努めるよう定めています。



(事業者の役割)

第11条 市内で事業活動を行う者又は団体（以下「事業者」という。）は、基本理念に基づき、地域の一員として地域社会との調和を図るとともに、自らの役割を認識し、協創のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、市又は地域団体が実施する協創のまちづくり、地域の魅力の創造及び発信並びに交流等の事業に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、協創のまちづくりを推進していくための事業者の役割を定めています。

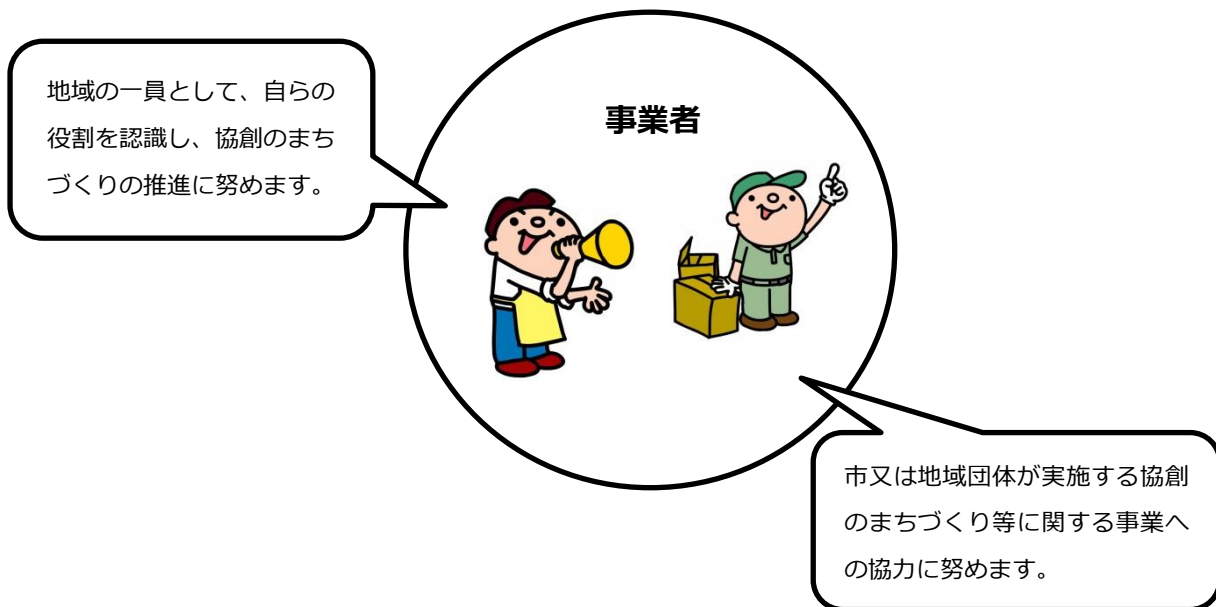
【説明】

＜第1項＞

地域の一員である事業者については、住民同様、まちづくりの担い手としてまちづくりへの貢献が期待されることから、自らの役割を認識し、地域との調和を図り、協創によるまちづくりに寄与することに努めるよう定めています。

＜第2項＞

協創のまちづくりを推進する役割を担う事業者は、地域の魅力向上のための情報発信や市及び地域団体が実施する事業に対して連携・協力することに努めるよう定めています。



(地域団体の役割)

第12条 地域団体は、地域活動の持つ社会的意義を自覚して、自らの持つ知識、経験又は特性を活かし、協創のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域団体は、特性、目的、活動内容等に応じ、自らの主体的な取組の基本となる計画づくりに努めるものとする。

3 地域団体は、自らの活動に関する情報をわかりやすく市内外に発信するとともに、地域の魅力の創造及び発信並びに交流に関する事業の実施に積極的な役割を果たすものとする。

4 地域団体は、まちづくりに取り組む他の団体との連携及び交流を図って、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、市内で活動する地域団体（自治会などの地縁による団体、ボランティア団体、NPO 法人、任意団体、ふるさと創造会議など）の役割を定めています。

【説明】

<第1項>

地域の一員である地域団体については、住民同様、まちづくりの担い手としてまちづくりへの貢献が期待されるため、自らの社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識や経験、団体の特性を活かして、協創によるまちづくりに寄与していくことに努めるよう定めています。

<第2項>

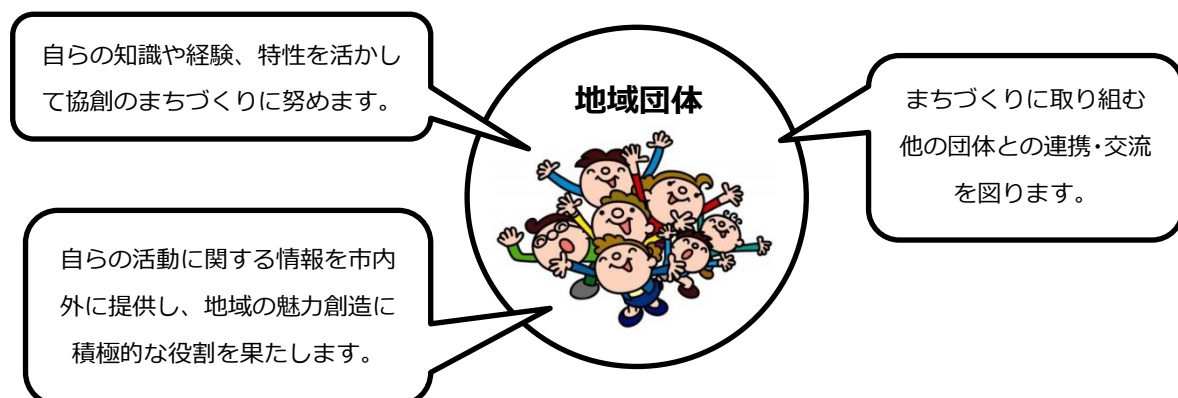
地域団体も協創によるまちづくりを進める主体であり、団体の特性や、目的、活動内容等に応じて取り組むための基本となる計画づくりに努めるよう定めています。

<第3項>

協創のまちづくりを推進する役割を担う地域団体は、自らのまちづくりにおける活動を通じて地域の魅力をわかりやすく市内外に情報発信するように努めるよう定めています。

<第4項>

地域団体は、互いの立場を尊重したうえで、まちづくりに取り組む様々な団体と連携・交流を図って、まちづくりに参加・協力することに努めるよう定めています。



(関係市民の協力)

第13条 関係市民は、協創のまちづくりを推進するため、自らの持つ知識、経験等を活かし、地域の課題解決、地域の魅力の創造及び発信並びに交流に協力するものとする。

【趣旨】

本条では、加西市や住民等と何らかの関わりを持ち、加西市に想いを寄せる市外の人々（関係市民）の協力について定めています。

【説明】

地域の活性化に向けて、地域ニーズや価値観の多様化、地域内での担い手の減少など、社会構造の変化により、これまでの住民や事業者、市が主体となった協働のまちづくりだけでは、持続可能なまちづくりの実現が難しい状況にきています。

そこで、本条では、加西市に関わりを持ち、加西市に想いを寄せる市外在住者も含めた多様な主体が有する新たな視点や知恵、経験、資源も結集し、連携・協力することを定めています。

(参考) 関係人口となる関係市民の位置づけイメージ



出所 総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」



第4章 市の基本的施策

(地域の将来ビジョン)

第14条 市は、地域団体の特性、目的、活動内容等に応じ、地域団体の主体的な取組の基本となる計画づくりに必要な情報提供その他の支援を行う。

2 市は、地域住民が総意を持って自ら策定する実現したい地域の未来像である将来ビジョンについて、その意見を尊重し、可能な限り実現に向けて努めるものとする。

【趣旨】

本条では、地域団体が策定する計画づくりに必要な情報の提供と支援のほか、地域住民自らが地域の将来ビジョンを策定できることを定めています。

【説明】

<第1項>

住民だけではなく、地域団体も協創によるまちづくりを進める主体であり、団体の目的や活動に応じて取り組むための基本となる計画や地域の将来ビジョンづくりが重要です。そこで、市は、地域団体が策定しようとする計画に対して、必要な情報を提供するとともに、計画策定にあたっての支援や協力することを定めています。

<第2項>

「地域住民が総意を持って自ら策定する」とは、地域の将来ビジョンを策定する地域の住民で構成された団体が多くの住民の意見を聴きながら民主的な手続きを経て、決めていくことに他なりません。また、市は各地域の将来ビジョンを十分に理解しながら、可能な限り将来ビジョンの実現に向けて協力していくことを定めています。

(ひとづくり)

第15条 市は、人材育成の機会の充実を図るため市民と連携し、共に学び合うとともにまちづくりの担い手の発掘、育成及び活用に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、協創のまちづくりを推進するため、市は、市民と連携し、地域の人材を育成するための機会を設け、まちづくりの担い手の発掘や育成等に努めることを定めています。

【説明】

高齢化や担い手不足の中、まちづくりに携わる人（担い手）を増やしていくことが、まちづくりの更なる充実が必要であり、このことがまちづくりの継続性を確保していくことにも繋がります。

このようなことから、市は市民と連携し、次世代の担い手を発掘・育成し、まちづくりの基盤を充実させることについて定めています。

(情報仲介と環境整備)

第16条 市は、地域の魅力の創造及び発信並びに交流ができるよう市民の地域に対する誇りと愛着の醸成を図り、市の保有する情報と市民が求める情報の仲介、共有及び環境の整備その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、協創によるまちづくりを進めるため、情報の仲介、共有及び環境の整備について定めています。

【説明】

市は、協創のまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報のマッチングや市民のニーズに即したコーディネートを通じて、まちづくりに取り組む関係者等のネットワーク化を図るとともに、地域の魅力向上や市民同士の交流等を推進していく活動のための環境づくりについて定めています。

(助成措置)

第17条 市は、市民が行うまちづくり活動の促進を図るため、助成措置を講じるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、市民が行うまちづくり活動に対して、助成措置をすることについて定めています。

【説明】

市は、市民が行うまちづくりに係る活動を促進するため、必要に応じて助成することを定めています。

第5章 補則

(見直し)

第18条 市は、この条例が社会経済情勢等の変化に対応したものとなっているかを検証し、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、条例の見直しについて定めています。

【説明】

今後、社会情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が合わなくなる考えられます。

そのため、あえて明示的な規定を定めることで、見直しなどを定めるものです。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

本条では、この条例の施行に関して必要な事項については、市長が別に定めることを定めています。

附則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

【説明】

本条では、この条例を令和2年1月1日から施行することを定めています。